

令和7年度における 所得税関係の改正について(下)

内田夏美／宮本大二郎

租税特別措置法の改正

第一 金融・証券税制の改正

1 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正（措法37の13等関係）

(1) 改正の内容

- ① 令和8年1月1日以後に控除対象特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額がある場合には、その年分の確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうちその特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとされた。
- ② 居住者等が、その居住者等がその年中に取得をしたその控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき上記①の特例の適用を受け、所得税の還付を受けた場合において、その還付の請求の基礎となった特定株式控除未済額が生じた年の翌年以後の各年分における適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額の計算方法が定められた。
- ③ 居住者等が、その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき、本特例の適用を受けた場合において、適用年の翌年1月1日（その者が適用年の

中途において出国をした場合には、その出国の時）からその適用年の翌年12月31日までの間に、その適用年において取得をした特例適用控除対象特定株式の一定の譲渡をしたときにおけるその適用年の翌年以後の各年分におけるその特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額の計算方法が定められた。

- ④ 沖縄振興特別措置法に規定する指定会社について、沖縄振興特別措置法の規定に基づく指定期限が令和9年3月31日まで2年延長された。

(2) 適用関係

- ① 上記(1)①及び②の改正は、令和8年1月1日以後に生じる特定株式控除未済額について適用される。
- ② 上記(1)③の改正は、個人が令和8年1月1日以後に払込みにより取得をする特例適用控除対象特定株式について適用される。

2 特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正（措法37の13の2等関係）

(1) 改正の内容